

産業経済部後援名義使用に係る承認要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各種団体から足立区の経済活性化や観光の発展に寄与する事業の実施に際し、足立区後援の名義使用申請がなされた場合の承認基準を定め、申請承認手続き事務の統一を図ることを目的とする。

(承認基準)

第2条 名義使用は、次の各号のいずれにも該当するものについて承認する。

- (1) 各種団体が主催する事業の主旨が、地域経済の活性化と産業の振興を目指した区の方針に反しないものであること。
- (2) 事業目的が区の経済、産業、雇用及び観光の振興発展に寄与するもので、経済効果が見込まれ、公益性が確保されたものであること。
- (3) 事業目的が、政治的、宗教的活動でないこと。
- (4) 当該事業が、法令等の規定に違反しない又はおそれがないものであること。
- (5) 開催、開設の開場等が公衆衛生、災害防止に十分な措置がなされていること。
- (6) 事業計画、運営、指導等が、主として自主活動によって行うものであること。
- (7) 当該事業の運営に要する経費を超える費用を参加者に求めないものであること。

(各種団体)

第3条 この要綱に定める「各種団体」とは、おおむね次の要件を満たしているものをいう。

- (1) 代表者が明確で、事業関係者がその責任を果たし得るものであること。
- (2) 会則又はこれに類するものを有すること。
- (3) 自己財源及び経理機能を有すること。
- (4) 政治的若しくは宗教的活動を行う団体又は当該団体と関連する団体でないと認められること。
- (5) 事業の目的と内容が、区の方針に反しないこと。

(申請手続)

第4条 名義使用を受けようとする団体は、申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付し、区長に申請する。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算(様式第2号)
- (3) 会則又はこれに類するもの
- (4) その他、区長が指示するもの

(承認の決定)

第5条 区長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかに事業内容、効果等を審査し、適切と認めるときは、承認書(様式第3号)により、不適切と認めるときは、不承認通知書(様式第4号)により、申請者に通知する。

2 区長は前項の規定による審査において、必要に応じて、当該申請を行った団体等の過去の活動内容について、ヒアリングや情報収集を行うことができるものとする。

3 区長は、第1項の後援名義使用等の承認にあたっては、必要な条件を附して承認することができる。

(事業内容の変更の届出)

第6条 前条の規定により承認を受けた各種団体（以下「承認団体」という。）は、第4条の規定により申請した内容に変更があったときは、速やかに書面をもって区長に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第7条 区長は、承認団体又は第5条の規定による承認を受けた事業等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により承認を受けたとき。
- (2) 前条に規定する届出を行わなかったとき。
- (3) 承認団体が第3条各号に掲げる要件を欠いたとき。
- (4) 承認を受けた事業等が第2条各号又は第5条第3項の条件に反することとなったとき。
- (5) その他区長が適当でないと認めたとき。

2 区長は、前項の規定によりその承認を取り消したときは、承認取消書（様式第5号）により申請者に通知する。

(事業報告)

第8条 承認の決定を受けた団体は、事業終了後、速やかに事業報告・収支決算書（様式第6号）を区長に提出しなければならない。ただし、区長が認めるときはこの限りでない。

付 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

付 則（20足産政発第2442号 平成21年3月1日 産業経済部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（30足産政発第1991号 平成31年1月16日 産業経済部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（6足産政発第1055号 令和6年8月28日 産業経済部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

付 則（7足産政発第415号 令和7年5月21日 産業経済部長決定）

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日（以下「決定日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の後援名義使用に係る承認要綱の規定は、決定日以後に申請のあった後援名義使用の承認について適用し、決定日前に申請のあった後援名義使用の承認については、なお従前の例による。

付 則（7足産政発第2536号 令和8年3月27日 産業経済部長決定）

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日（以下「決定日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の後援名義使用に係る承認要綱の規定は、決定日以後に申請のあった後援名義使用の承認について適用し、決定日前に申請のあった後援名義使用の承認については、なお従前の例による。